

環境審議会委員を募集します

市では、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進するうえで必要な事項を調査・審議するため、青梅市環境審議会を設置しています。

審議会委員10人のうち、公募による市民委員を募集します。

募集人数 2人(原則として男女各1人)

応募資格 次のすべての要件を満たす方

①青梅市内に住民登録していること

②応募の時点において満20歳以上であること

③市の環境政策に関心をもち、審議会に出席できること

④地方公務員法第16条各号に該当しないこと

⑤市職員でないこと

⑥市他の付属機関等の委員でないこと

委嘱期間 令和2年11月28日～4年11月27日の2年間

会議 年1、2回・月々金曜日の昼間に開催予定

報酬 会議1回につき1万1千500円

応募方法 10月30日(消)



▽郵送：〒198-8701 青梅市環境政策課管理係
▽持参：環境政策課
※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分
▽ファックス：022-3508508
▽電子メール：01w1310@city.ome.lg.jp
※容量は5MB以内
選考方法 応募資格・動機を審査し、公開抽選機を審査し、公開抽選の結果は後日通知
問い合わせ 環境政策課管理係

教育委員会委員に稲葉恭子さんが就任(再任)

市教育委員会委員の任期満了に伴い、教育委員会委員に稲葉恭子さんが市議会の同意を得て10月

1日付で再任されました。任期は4年です。
問い合わせ 教育総務課庶務係

市営住宅「あき室」入居者募集

市営住宅「あき室」への入居者募集は、現在入居が可能なあき室について、入居資格者を決定するものです。入居資格者と入居あっせん順位の決定は、公開抽選を行い、資格審査のうえ決定します。

募集の詳細は、「申込みのしおり」でご確認ください。

募集予定住宅 表1

住宅使用料 月額9千円～5万7千400円

※入居する住宅、世帯の所得により決定

申込書・しおりの配布、申込受付期間 表2

申し込み 表2の日時・場所へ直接持参または10月23日(消印)までに郵送(〒198-8701 青梅市住宅課公営住宅係(市役所5階))

問い合わせ 住宅課公営住宅係(市役所5階)



表1 募集予定住宅

住宅	住所	タイプ	单身
長淵第4	長淵1-1029	2DK	可
富岡第2	富岡3-1172		
日向和田	日向和田1-253	2DK	不可
駒木	駒木町2-446-2		
和田第1	和田町2-268-1	3DK	
畑中第1	畑中2-256-1	3DK	
裏宿	裏宿町711-1		

表2 申込書・しおりの配布、申込受付期間

受付日程(10月)	受付時間	場所
16日(金)	午前8時30分～午後5時15分	住宅課(市役所5階)
17日(土)※ 18日(日)※	午前8時30分～午後5時	休日夜間出入り口(市役所1階)
19日(月)～23日(金)	午前8時30分～午後5時15分	住宅課(市役所5階)

※申込書・しおりの配布のみで、受付は行いません。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

令和元年度の公文書公開等の処理状況や保有個人情報取扱事務の届け出状況等、情報公開・個人情報保護の両制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度とは 市民の皆さんが「見たい」、「知りたい」と思う、市にある情報(公文書)を情報公開請求という手続きで公開を求められることができ

個人情報保護制度とは 市民の皆さんの基本的な権利を擁護するため、市が保有する個人情報に関する情報の適正・安全管理に努める

とともに、目的以外の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。

また、自己に関する情報の開示を求めたり、誤っている情報の訂正を求めたりすることができ、開示等ができないものもありません。

開かれた市政を目指して 市では、情報公開・個人情報公開文書係

問い合わせ 文書法制課情報公開文書係

▽保有個人情報取扱事務の届け出状況：表2

▽保有個人情報開示等の状況：表3

▽不服申し立ての状況：表4

▽公文書の公開請求および処理状況：表1

情報保護の両制度を推進することにより、市政運営の公開性の向上を図り、市民の皆さんからの信頼を深めるよう努めています。

※情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。

表1 公文書の公開請求および処理状況 (単位:件)

実施機関	公開請求書件数	公文書件数	公開請求	決定内訳					公開の方法			取り下げ件数
				公開	部分公開	非公開	不存在	その他	計	閲覧	視聴	
市長	77	125	42	27	1	7	77			68	1	
病院事業管理者	3	3	1	1		1	3			2		
教育委員会	11	16	7	3		2	12			10		
選挙管理委員会	1	1	1			1	2			1		
監査委員	1	1	1			1	2			1		
固定資産評価審査委員会	1	1		1			1			1		
議会	2	2	2				2			2		
合計	96	149	52	34	1	11	98			85	1	

※実施機関とは、情報公開・個人情報保護の両制度を実施する市長、教育委員会などの各機関のことを言います。
※請求書1件に複数の公文書を請求している場合があるため、公開請求書件数と公開請求公文書件数とは一致しません。

表2 保有個人情報取扱事務の届け出状況 (単位:件)

実施機関	届け出件数	本人以外収集	目的外利用等
市長	646(149)	294	176
病院事業管理者	38(6)	12	7
教育委員会	162(22)	27	16
選挙管理委員会	7(0)	5	5
監査委員	2(0)	1	0
農業委員会	6(0)	2	1
固定資産評価審査委員会	1(0)	0	0
議会	6(0)	1	1
合計	868(177)	342	206

※届出件数の()内は個人番号を収集する事務の件数です。
※保有個人情報取扱事務とは、住民票や戸籍の事務など、個人の氏名や住所など個人に関する記録を扱う事務のことを言い、事務の担当課はこれをお届け出なければならないことになっています。
※本人以外収集や目的外利用等とは、個人情報を本人から直接収集しない場合や他の事務で収集した個人情報を利用したり、反対に他の事務に利用させたりすることを言います。

表3 保有個人情報開示等の状況 (単位:件)

区分	請求件数	決定内訳			計	開示の方法			訂正等の内訳			取り下げ件数
		承認	一部承認	不承認		閲覧	視聴	交付	訂正	削除	中止	
開示請求	17	6	10	3	19	—	—	16	—	—	—	—
訂正等	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—

表4 不服申し立ての状況 (単位:件)

実施機関	情報公開請求	保有個人情報開示請求
市長	0	2
監査委員	0	2

※情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。